

質問書回答

2019年 9月 25日

案件名:ヨルダン国再生可能エネルギー系統統合と安定供給の促進プロジェクト

案件番号:19a00486 公示日:2019年 9月 18日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	P3 (3)利益相反の排除	今回の競争に参加不可である先行業務がありましたら具体的な業務名をおしえてください。	特にありません。
2	P25 ②日本側実施体制・有識者との連携	アドバイザーグループの有識者への謝金は計上可能でしょうか。また、その場合の謝金額基準はありますでしょうか。	計上可能です。 謝金額は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」10ページに記載の「表1 講師謝金単価表」を基準としてください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf
3	P32 第4業務実施上の条件 3.相手国の便宜供与	(3)に「…車両…」、(4)ヨルダン内の移動手段 とありますが、日常的に使用する車両はコンサルタントが手配、計上が必要でしょうか。手配いただける移動手段の範囲をご教示ください。	車両の手配はコンサルタント契約内での対応になりますので必要な経費を計上するようにしてください。
4	P-33、「第4業務実施上の条件 6.現地再委託」	「第4業務実施上の条件 6.現地再委託」において、『第3 6.(2)「成果1(第1WG)に係る業務内容」におけるETCでの研修を再委託予定。』との記載がありますが、具体的に何の業務を指しているのでしょうか。	現地での研修実施に伴うロジ作業(日当宿泊・ホテル・移動手段確保等)、教材準備等に関する業務を想定しています。
5	P33 6.現地再委託	「第二 6.(2)「成果1(第1WG)に係る業務内容」におけるETCでの研修を再委託予定」とありますが、コンサルタントからETCに再委託する業務範囲をご教示ください	

以上